# 名勝おくのほそ道の風景地 「壺碑(つぼの石ぶみ)・興井・末の松山」 保存活用計画の策定について

### 〇要項

- •策定主体:多賀城市教育委員会
- •対 象 地:名勝おくのほそ道の風景地 壺碑(つぼの石ぶみ) 興井 末の松山
- ・協議機関: 名勝おくのほそ道の風景地「壺碑(つぼの石ぶみ)・興井・末の松山」保存活用

計画策定委員会議

多賀城跡連絡協議会(宮城県教育庁文化財保護課、東北歴史博物館、多賀城

跡調査研究所、多賀城市文化財課)

•助言機関:文化庁、宮城県教育庁文化財保護課

# 計画策定の流れ

# 壺碑(つぼの石ぶみ)

大正11年 丘陵北半が史跡指定 昭和41年 丘陵北半が特別史跡指定 昭和49年 丘陵南半が特別史跡指定

### ※関連計画

特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画 →保存管理(現状変更の取扱い)、整備活用方針

# 興井・末の松山

昭和47年 市指定文化財(名勝)に指定

### ※関連計画

多賀城市歴史的風致維持向上計画、多賀城市景観計画 →歌枕環境整備事業として、指定地及び周辺の整備計画の策定





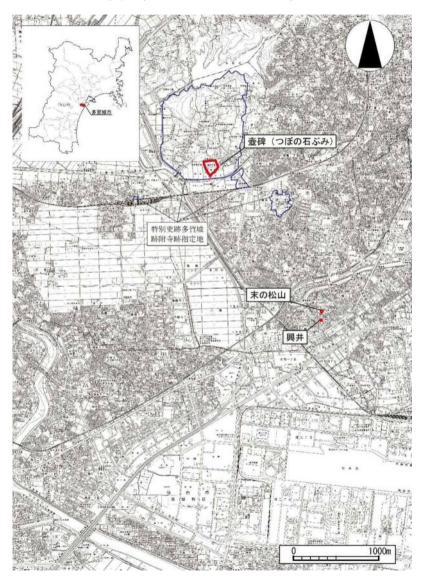
# 平成26年10月6日 名勝おくのほそ道の風景地に指定



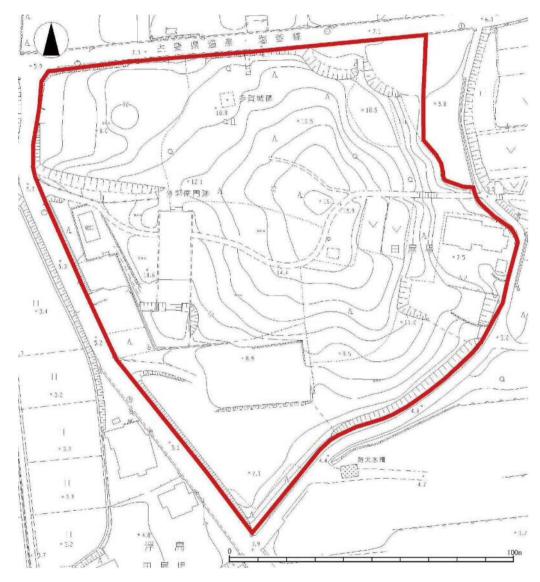
# 平成27年度 文化庁からの指示により、個別の保存活用計画を策定

- 〇指定地は全て公有地であり、市民に対して新たな制約は発生しない。
- 〇整備計画で関連する都市計画課、宮城県教育委員会と十分に調整しながら計画を策定。

# 指定地の位置



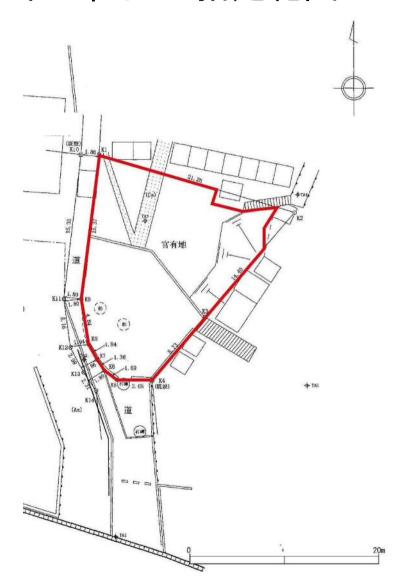
# 壺碑(つぼの石ぶみ)の指定範囲



# 興井の指定範囲

# 10m

# 末の松山の指定範囲



# 計画策定の体制と経過

### 〇計画策定委員名簿

氏 名	現職	分 野
白鳥 良一 (議長)	元東北歴史博物館副館長 ※多賀城市文化財保護委員会委員 ※多賀城市歴史的風致維持向上協議会委員	考古学
飯淵 康一(副議長)	東北大学名誉教授 宮城学院女子大学特任教授 ※多賀城市文化財保護委員会会長 ※多賀城南門等復元整備検討委員会議委員長 ※多賀城跡調査研究委員会委員	建築史
小野 健吉	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 副所長 京都大学大学院人間・環境学研究科客員教授 ※多賀城跡調査研究委員会委員	庭園史
加藤 秀幸	宝国寺住職	地元
<b>今野</b> 英廣	八幡上一区長	地元
齊藤 軍記	市川区長 ※多賀城市文化財保護委員会副会長 ※多賀城市歴史的風致維持向上協議会委員	地元
佐藤 信	東京大学大学院人文社会系研究科教授 ※多賀城南門等復元整備検討委員会議副委員長 ※多賀城跡調査研究委員会委員 委員長(H27.10~)	古代史
高野 ムツオ	「小熊座」主宰	文学
中静 透	東北大学大学院生命科学研究科教授 東北大学学術資源研究公開センター植物園園長	植物

### 〇計画策定委員会議

### 第1回

日時: 平成27年8月4日(火) 13:30~16:30

内容:(1)指定の経緯

(2)計画の目的と意義

(3)名勝指定地の現状と課題

(4)基本方針について

### 第2回

日時: 平成27年11月2日(月) 14:00~17:00

内容:(1)前回までの振り返り

(2)保存のための方策

(3)活用のための方策

### 第3回

日時: 平成28年1月18日(月) 14:00~17:00

内容:(1)前回までの振り返り

(2)計画案の最終確認

# 策定の目的と計画の内容

### 〇目的

指定地の風景を適切に保存し、良好な状態で未来へと継承する。 指定地の文学・歴史・文化的価値を教育・観光・まちづくりなどに広く活用する。

### 〇内容

- 1 計画策定の目的と意義
- 2 名勝指定の経緯
- 3 文学史的•歷史的背景
- 4 本質的価値と構成要素
- 5 現状と課題
- 6 基本方針
- 7 保存のための方策
- 8 活用のための方策
- 9 運営のための方策
- 附章1 計画策定の体制と経過
- 附章2 名勝おくのほそ道の風景地における包括的保存活用の基本指針(案)
- 附章3 関係法令等資料

# 基本方針

### 【保存】

・松尾芭蕉が感動を込めて『おくのほそ道』に記し、古くから保護顕彰されてきた歌枕である「壺碑(つぼの石ぶみ)」・「興井」・「末の松山」の景観を経過観察しながら維持し、必要に応じて修景整備などを行い、良好な状態を保ちながら未来へと継承するとともに、周辺地域と一体となった景観の保全を図る。 →手段:〈維持管理〉〈整備〉

### 【活用】

- ・『おくのほそ道』の文脈で繋がる3箇所の指定地の文学・歴史・文化を始めとした多様な価値を追究するための研究を推進し、その成果を地域資源として学校教育や生涯学習、観光振興、まちづくりなどに広く活用する。
  - →手段:〈調査〉〈広報・公開〉〈整備〉〈維持管理〉

### 【運営】

- ・3箇所の指定地における周辺環境にも配慮した保存と『おくのほそ道』を介した一体的な活用を効果的に推進するために、市内の文化財・教育・観光・まちづくりに関連する部署間で十分に調整を図る。あわせて、地域住民・団体や県内外の名勝おくのほそ道の風景地に関連する機関との積極的な情報交換や連携を推進する。
  - →手段:〈体制の整備〉〈連携・調整〉

# 保存のための方策

### 共通方策・指定地ごとの方策

### 〇内容

- (1)保存のための方策
- (2)構成要素ごとの方策
- (3)現状変更等の取り扱い
- (4)維持管理
- (5)保存のための整備

共通方策		指定地ごとの方策		
<ul> <li>・維持管理業務の一環として、指定 地の継続的な経過観察を実施する。</li> <li>・指定地及びその周辺で発生した異</li> </ul>	壺碑 (つぼの 石ぶみ)	・芭蕉が訪れた際のルートと考えられる 北西側から見た丘陵・多賀城碑・覆 屋・石碑・樹木で構成される景観の 保全を図るため、南門等復元の際の盛 土を最小限するなど関係機関と調整を 図る。		
常・事故等に速やかに対応するためのマニュアルを整備する。		・旧宅地等の <mark>窪地を盛土により修復</mark> す ることにより、本質的景観要素の保全 を図る。		
・樹木については、定期的に専門医による診断を実施し、その結果をもとにマツクイムシ防除などしかるべき措置を講じる。	興井	・詳細な調査に基づいて <b>水質改善のた</b> めの整備を行う。 ・地域住民と行政が協働して維持管理で		
・計画の定めで判断できない事案が 発生した場合には、文化庁と宮城		きるように調整を図る。		
県教育委員会との協議を踏まえ、 地域・関係団体等の意見を聴取し つつ対応する。	末の 松山	・既存 <b>マツの生育環境全般を改善</b> する。 ・既存 <b>マツの後継樹を育成</b> するとともに、育成に協力できる個人や関係団体等との調整を図る。		

# 保存のための方策

### ○現状変更等の取扱い共通指針

現状変更等については、指定地の適切な保存と活用を目的として実施するもの以外は原則と して認めない。

適切な保存を目的とした現状変更等の例としては、以下のものがあげられる。

- •本質的価値の復旧・改善のために必要とする整備事業
- ▶環境基盤の整備
- ・地形の復元
- ・上記の行為の実施に先立って必要とされる調査

適切な活用を目的とした現状変更等の例としては、以下のものがあげられる。

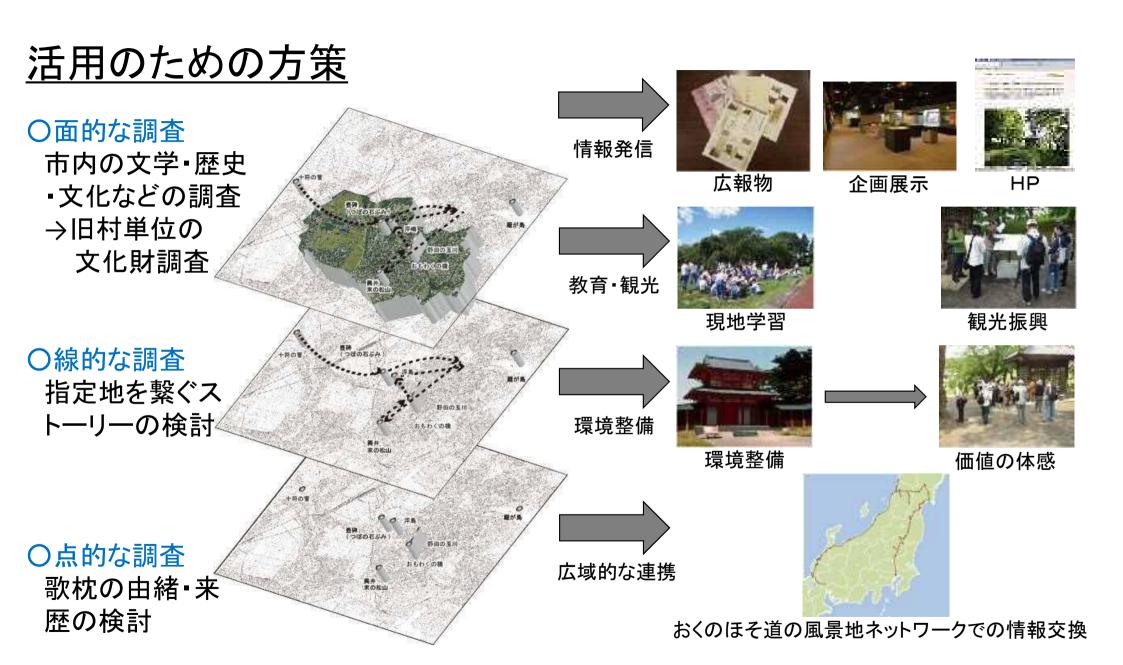
- 案内施設、公開活用施設、便益施設等の設置
- 本質的価値の復元整備事業
- ▪環境基盤の整備
- 上記の行為の実施に先立って必要とされる調査

### 共通方策・指定地ごとの方策

### 〇内容

- (1)活用のための方策
- (2)構成要素ごとの方策
- (3)調査•研究
- (4)広報•公開
- (5)活用のための整備

共通方策		指定地ごとの方策
<ul><li>・パンフレットの作成、現地見学を 含めた講座の開催、企画展示、ホームページでの特集など、さまざ まなメディアで『おくのほそ道』 の情報発信を行う。</li></ul>	壺碑 (つぼの 石ぶみ)	・歌枕の保護・顕彰によりもたらされた 良好な景観を維持することに加え、古 代遺構を復元し、風景に調和させるこ とで、松尾芭蕉も感涙した歌枕「壺碑 (つぼの石ぶみ)」が有する『おくの ほそ道』の中での意義や歴史の深 さを感じてもらえるような場の創 出を目指す。
・施設の整備・改修にあたっては、 指定地の風致景観と調和する形態 ・意匠・材料にするとともに、広 範に活用できるデザインに統一す るように検討する。	興井	<ul><li>・指定地内の景観を損ねている要素の 修景を図る。</li><li>・周辺地域も含めて一体となった景 観の向上を図る。</li></ul>
・指定地や『おくのほそ道』のみならず、俳句や短歌などの文学全般や地域の歴史・文化にも興味関心をもってもらえるような幅広い活用を図る。	末の松山	<ul> <li>歴史ある八幡のまちなみを活かした環境整備を目指す。</li> <li>・多賀城市歴史的風致維持向上計画や多賀城市景観計画との調整を十分に行う。</li> </ul>



### ○壺碑(つぼの石ぶみ)の整備

芭蕉が訪れたと考えられる北西側からの景観

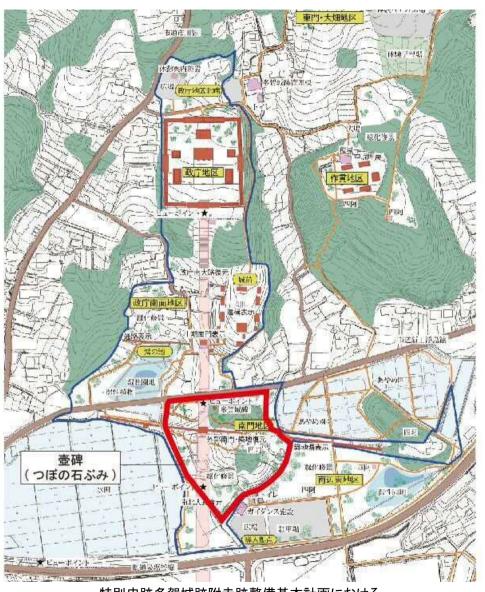
の保全・向上



•古代遺構を復元し、「壺碑(つぼの石ぶみ)」の 歴史の深さを感じてもらえるような場の創出



・旧宅地の窪地の修復



特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画における S重点遺構保存活用地区整備基本計画図と名勝指定地

### 〇興井の整備



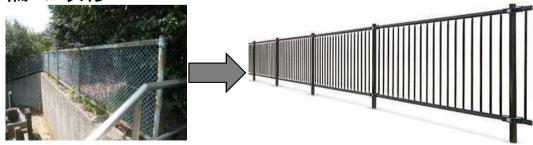
### ○末の松山の整備

- •マツの生育環境全般の改善
- ・丘陵の養生
- ・舗装の改修 休憩スペースの確保





■柵の改修





# 運営のための方策

### (1)共通する方策

- ①維持管理
  - 通年計画を策定し、文化財課を主体とした維持管理体制を構築する。
  - 植物の研究者など、専門家の意見を反映できる連携体制を整備する。

### ②調査 ज究

埋蔵文化財調査センターを基幹施設として、学術機関などと連携を図りながら地域研究を 推進する。

### ③広報 - 公開

- 埋蔵文化財調査センターを基幹施設として普及啓発活動を推進する。
- 教育や観光に活用するために、教育委員会各課や観光部局と情報共有・連携を図る。
- ・俳句や短歌など、文学にかかわる団体をはじめ、史跡愛好団体・観光団体・郷土芸能団体 などと積極的に連携を図る。
- ・県内の指定地を有する仙台市・岩沼市・塩竈市と情報・意見の交換を行う。
- おくのほそ道の風景地ネットワークを介した広域的な情報・意見の交換を行う。

# 運営のための方策

### (2) 壺碑(つぼの石ぶみ) の運営

- ①維持管理
  - 文化財課による特別史跡多賀城跡附寺跡としての一元的な維持管理を継続する。

### ②整備

•特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画及び特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画に基づき、多賀城跡の整備を進めながら名勝としての修景や景観向上なども実施する。

### (3) 興井・末の松山の運営

- ①維持管理
  - ・文化財課と地元住民・地元団体が協働しながら一体的に維持管理できるような体制を整備するために調整を図る。
- ②整備
  - 当面は多賀城市歴史的風致維持向上計画及び多賀城市景観計画に基づき、歌枕環境整備事業として実施する。都市計画課と文化財課が連携しながら、関係部署と十分に調整しつつ実施する。